

松山市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人(以下「支援法人」という。)の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援法人の指定)

第2条 当分の間、法第24条に規定する業務に関し、支援法人の指定は、行わないものとする。

(その他)

第3条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年12月13日から施行する。